

令和3年度福岡地方最低賃金審議会議事録  
福岡県特定最低賃金専門部会合同会議

- 1 日時 : 令和3年9月15日(水) 14:00~15:57
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室ABC
- 3 出席者 : 【福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会】  
【公益代表委員】 野田 小夜子 原 志津子 丸谷 浩介  
【労働者代表委員】 石橋 浩一 野中 篤志 三島 慎一  
【使用者代表委員】 坂本 直記 中村 年孝 牟田 惣彦

【福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金専門部会】  
【公益代表委員】 富山 敦 平井 佐和子  
【労働者代表委員】 沖中 聡志 久保 隆志  
【使用者代表委員】 緒方 正剛 吉岡 秀樹

【福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会】  
【公益代表委員】 鶴 利絵 中野 由美子 平井 佐和子  
【労働者代表委員】 西村 渡 濱崎 健泰 吉村 淳治  
【使用者代表委員】 高橋 辰輔 坪根 謙太郎 吉岡 秀樹

【福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会】  
【公益代表委員】 野田 小夜子 平木 真朗  
【労働者代表委員】 井福 優 小西 英二 本田 英治  
【使用者代表委員】 金子 亮輔 小林 謙介 中村 年孝

【福岡県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会】  
【公益代表委員】 萱沼 美香 恒川 元志  
【労働者代表委員】 岩屋 英幸 吉武 和也  
【使用者代表委員】 川久保 正一 境 正義

【福岡労働局】 上村 労働基準部長  
鈴木 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 各専門部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 改正決定申出状況及び昨年の審議状況等について
- (3) 今年度の発効日等について
- (4) 審議日程について
- (5) 福岡県特定最低賃金改正決定に係る関係資料について
- (6) その他

## 5 審議内容

室長補佐

定刻になりましたので、ただ今から令和3年度福岡地方最低賃金審議会 福岡県特定最低賃金専門部会 合同会議を開催させていただきます。

例年、合同部会での進行役は、座長となっておられ、公益代表委員の方の任務となっておりますが、その選出にあたっては、5つの各部会で部会長として選任のあった委員が就くこととなっております。

そのため、本会議が本年度最初の特定最低賃金専門部会となります関係から、現在、まだ部会長、部会長代理、座長のすべてについて選出がなされていない状態となります。

したがって、座長選出の議事までの進行は、事務局にて務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、最初に委員の皆様への辞令書の交付でございますが、時間の関係等から、あらかじめ、本日、皆様の席上に辞令の書を準備させていただきました。大変恐縮ではございますが、これをもって、すべての委員の皆様のご就任にあたっての辞令交付に代えさせていただきますと、何とぞご了承いただきますようお願いいたします。

また、今般、ご就任をいただきました各専門部会委員のご紹介につきましても、同じく時間の関係上から、資料No.2の「令和3年度 福岡地方最低賃金審議会福岡県特定最低賃金専門部会委員名簿」によるご紹介とさせていただきますと、こちらは何卒ご了承をいただきますとともに、名簿による確認方をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、定数の確認でございますが、百貨店、総合スーパー部会の使用者代表の小林委員につきましては、出席のご連絡をいただいておりますが、まだ、この場にご到着されておりません。それから今日は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業部会の公益代表の宮崎委員、労働者代表の小田委員、使用者代表の高松委員、百貨店、総合スーパー部会及び自動車（新車）小売業部会の両公益代表を兼務されている高田委員、自動車（新車）小売業部会の労働者代表の佐藤委員、使用者代表の仲村委員がそれぞれ欠席をなされておりますが、審議会令第5条第2項、第6条第6項により、5業種すべての専門部会の開催に必要な定足数としては満たされている、そのことをご報告させていただきます。

また、本会議は福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっておりますことも、併せてご報告させていただきます。

では、はじめに、労働基準部長から一言、ご挨拶申し上げます。

労働基準部長

(挨拶)

室長補佐

それでは、議事(1)の「各専門部会長及び部会長代理の選出について」です。

部会長、部会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項及び第4項におきまして、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」となっておりますが、福岡地方最低賃金審議会におきましては、従来から慣例といたしまして、公益代表委員であらかじめ互選をしていただき、この場でご承認いただいているところです。

今回も、従来どおりの取り扱いでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

室長補佐

ありがとうございました。

それでは、事前に公益代表委員で互選していただいた結果を、事務局からご報告させていただきます。

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業専門部会

部会長 丸谷 委員

部会長代理 野田 委員

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会

部会長 富山 委員

部会長代理 平井 委員

輸送用機械器具製造業専門部会

部会長 中野 委員

部会長代理 鶴 委員

百貨店、総合スーパー専門部会

部会長 平木 委員

部会長代理 高田 委員

自動車(新車)小売業専門部会

部会長 高田 委員

部会長代理 萱沼 委員

でございます。

以上の内容でご承認いただいでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

室長補佐

ありがとうございました。

次に、本日の合同会議の進行役として、座長を各部会の部会長の中から互選していただかなければなりません、こちらと同じく、あらかじめ各部会長間において、平木部会長が互選されておりますので、そのことをご報告させていただきますとともに、平木部会長に座長として、この後の議事進行をお願いいたしたく存じます。



それでは、平木部会長、よろしくお願いいたします。

座長

ただ今座長に選出されました、平木です。

どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事次第にしたがって進めてまいります。

次の、議事（２）「改正決定申出状況及び昨年の審議状況等について」と、議事（３）「今年度の発効日等について」は、続けて一緒に、事務局からの説明をお願いします。

（小林委員入室）

賃金室長

資料 No. 4 令和 3 年度 特定最低賃金改正決定申出状況  
資料 No. 5 令和 2 年度 最低賃金改正審議状況（とりまとめ表）  
資料 No. 6 福岡地方最低賃金審議会専門部会審議にかかる申合せ  
に基づいて説明。

・ 12 月 10 日を統一発効日とするためには、官報公示手続き等を考慮して、10 月 8 日までに結審し、答申する必要があることを説明。

・ 8 月 17 日の第 5 回本審において、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会で全会一致にて決定した場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることがすでに決定されていることを説明。

座長

ただ今の説明につきまして、委員の皆様からご質問等がありましたら挙手にてお願いします。

はい、どうぞ。

吉村委員

輸送用機械器具製造業の委員の吉村です。

賃金室長からご説明いただいた資料の 20 ページ「令和 3 年度 特定最低賃金改正決定申出状況（その 2）」のところでご質問させていただきたいと思います。

私の認識が、少しご説明の内容と違うかもしれませんが、表の申出日から右上に行ってください、一番右の部分で、例として、基幹労連さんの場合は最高で 4 円、電機さんだと最高で 60 円というご説明をいただいたと思います。しかし、表の欄には「参考」と書いてありますので、最高であれば、その欄の部分を最高と変えていただきたいということと、最低賃金法のどの部分を使って、こういう額になるのかということ、下段にご説明いただけるのであれば、我々委員としては分かりやすいので、ご検討いただけないかな、と思いました。

以上です。

賃金室長

ただ今、ご指摘いただきました「参考」の記載部分は修正しまして、第 2 回目の部会の方で配付し、ご説明を加えるということでよろしいでしょうか。

吉村委員 はい、ありがとうございます。

座長 そのほかにはございませんでしょうか。  
はい、どうぞ。

丸谷委員 些末なことで申し訳ないのですけれども、21 ページの資料番号5、こちらが昨年度の審議状況のとりまとめ表になっておりますけれども、その中で、異議申出の状況につきまして、地域別最低賃金では有となっておりますけれども、そのほかのところ、輸送用機械器具製造業と百貨店・総合スーパーが横棒になっていきますね。この点は、おそらく2つとも引上げなしということの反映なのかもしれないですけど、普通に考えると、0円になっていたのだったらそれについての異議があるということも考えられるのですけれども、なぜこれは横棒になっているのでしょうか。

賃金指導官 事務方の原田と申します。

ご指摘の事項に関しましては、昨年、0円という採決がございまして、答申内容といたしましては改正決定を行わないという、そういう答申内容が福岡地方最低賃金審議会会長名で発出され、福岡労働局長が諮問に対する答申という形でお受けをしたという流れでございます。

その流れを受けまして、福岡労働局長としては、異議の申出があれば申出を出してください、ということ公示するのですが、通常、1円以上の金額改正の決定があれば、異議申出の手續内容を公示として発出するのですけれども、昨年は0円という答申内容となりましたので、0円の異議を問うということが公示によってできないだろう、という判断をしたところでございます。

つきましては、一昨年の令和元年12月10日に発効された最低賃金額、それがそのまま適用が続くという考え方をもって、昨年は異議の申出に関する公示をいたしておりません。

したがって、異議申出の状況につきましては、有り無しではなく、横棒が、このとりまとめ表を作成させていただく時に使用させていただいた文字ということになります。

繰り返しになりますが、0円という決定がなされたことへの異議を申し出るということではなくて、一昨年に発効されている金額をそのまま適用せざるを得ないということの判断をもって、異議申出の公示をしていないこととさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

私の方からは以上でございます。

座長 いかがでしょうか。

丸谷委員 いまひとつ納得できていないのですが、納得できていないのは、そういった

0円にするという行政行為がなかったということ为前提とすると、異議の申出はできないということの確認なのですけれど、おそらく、そういう主旨であろうとは思いますが、それを前提とした、そのような取り扱いというのは、他県でも同様なのですか。それとも、本省からそういった指示がされているのでしょうか。

賃金指導官

事務方から申し上げます。

お答えに関しましては、今、お話をいただきました見解のとおりでございます。厚生労働省本省の方に0円の場合の異議申出はないということで確認をいたしまして、そのような対応をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

● 座 長

よろしいでしょうか。

丸谷委員

はい。

座 長

ほかにどなたか、ご質問等がありますでしょうか。  
よろしければ、進めさせていただきます。

各 委 員

(意見なし)

座 長

それでは、本年の改正決定においても、各部会ともに年内統一発効を目指すこととし、かつ、その発効日につきましては、本年も原則として12月10日とすることによろしいでしょうか。

● 各 委 員

(異議なし)

座 長

ありがとうございました。

では、すべての部会委員の皆様におかれまして、各々の部会で後ほど、詳細な日程調整をお願いします。

次に議事(4)の「審議日程について」ですが、事務局から説明してください。

賃金指導官

事務局作成の「日程表(事務局案)」を配付。

・審議会開催回数は、本日を除いて、原則2回での結審とすること。(予備日を1回設けること。)

・日程調整は、後ろに準備済みの各テーブルで部会別に行うこと。(各自、卓上のネームプレートを持参のこと。)



・複数の専門部会を担当する委員が今回5名いるため、「百貨店、総合スーパー専門部会」、「輸送用機械器具製造業専門部会」、「自動車（新車）小売業専門部会」を先に日程調整を実施して、その後に「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業専門部会」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会」の日程を調整するよう、あらかじめ段取りを組んでいること。

を説明。

座長 それでは、ただ今より、専門部会ごとに分かれていただき、今後の日程にかかる最終的な調整をお願いします。

なお、日程調整の際にあわせて、各部会の部会長は、専門部会の金額審議にかかわって審議を非公開とするか否かを各部会とも必ずご確認ください。

では、日程調整の机、椅子等の設営の都合から、これから10分間程度の休憩を挟んで、その後、調整を開始いただきますので、各委員は14時40分を目途に所定の場所へと移動をお願いします。

なお、15時20分までに調整いただくことを目途に、その後の議事を再開する予定で参りたいと思っておりますが、すべての部会の日程調整が早く終わったようでしたら、その際には、前倒して議事を進行することも予定いたしますと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、これから休憩、それから移動に入りたいと思います。

（休憩）

（日程調整）

（議事再開）

座長 すべての部会で開催日時が決まったようですが、事務局で現在、調整された結果を取りまとめ、文面に起こしているとのことですので、その間については議事を進めます。

では、議事（5）の「福岡県特定最低賃金改正決定に係る関係資料について」です。

事務局からの説明をお願いします。

賃金室長

資料 No. 7 福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）（写）  
資料 No. 8 福岡県の最低賃金改正の推移  
資料 No. 9 令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額（5業種）  
資料 No. 10 令和3年度 地域別最低賃金時間額答申状況  
資料 No. 11 特定最低賃金額と一般賃金水準との比較（福岡県）

資料 No. 12 2021 春季生活闘争 連合福岡第 7 回 [最終] 回答集計結果  
(連合福岡)

資料 No. 13 2021 年春季労使交渉・賃金改定回答一覧 [最終集計]  
(福岡県経営者協会)

資料 No. 14 県内経済の動向—令和 3 年 8 月— (福岡県)

資料 No. 15 福岡県鉱工業指数月報—令和 3 年 6 月— (福岡県)

資料 No. 16 福岡市・北九州市の消費者物価指数 (福岡県)

資料 No. 17 雇用失業情勢主要指標 (福岡労働局)

に基づいて説明。

座 長 ただ今の説明につきまして、ご質問等がありましたら、挙手にてお願いします。

● 本田委員 はい。

座 長 はい、どうぞ。

本田委員 百貨店、総合スーパーの岩田屋三越の組合の本田と申します。  
よろしくをお願いします。

資料の数字の確認という、細かい話で申し訳ありませんが、37 ページの資料 No. 11 の数字ですけれども、(4) 百貨店、総合スーパーと (5) 自動車 (新車) 小売業の表の、所定内給与、所定内労働時間、1 時間当たりの金額という上から 3 行の部分が、(4) (5) とともに同じ数字になっているので、どちらかが間違いかなと思います。

● 賃金室長 同じ数値ということは、確かに通常ですと考えにくい部分もありますので、再確認して訂正を要した場合は次回の専門部会で訂正した分をお渡ししたいと思います。

本田委員 ありがとうございます。

座 長 ほかにございませんでしょうか。

吉村委員 はい。

座 長 はい、吉村委員どうぞ。

吉村委員 資料 No. 8、福岡県の最低賃金改正の推移に伴う要望を、1 点お願いしたいと思います。

上から、福岡県の最低賃金の改正額から始まり、それぞれの業種の引上額等



を、平成 22 年度から載せていただいております。これに伴い、我々がそれぞれの部会に分かれて金額改正を行うに当たって、影響する率や、人数というものが出てまいります。

何が言いたいのかといいますと、最低賃金が、特に近年大きな水準で上がっていて、セーフティネットという観点から言いますと、労側ですと、この金額の改正をすることによってゆとりが出た方々の数がいくつであり、経営者側の立場で言いますと、金額改正が必要となった企業の数や人数を、お示しいただいた後、我々としてもそういった影響率を計っていく参考になればと思っています。

できることであれば、それらを遡っていただいて、同じように平成 22 年から出していただければ幸いです。もし、なければ、今年だけでも構わないと思いますし、昨年、今年と出していただけると大変助かります。

また、必要かどうかご判断いただく中で、特に、今回の地域別最低賃金の金額改正にあたっては、公益委員見解が大きな影響があったのかなということ、地賃の委員ではないものですから、想像しております。したがって、その時の見解でいただいたお言葉等を、会長の立場から、書面にならなくともご発言、ご説明いただける機会を作っていただければ幸いです。

以上です。

賃金室長            はい、ご質問のあった前半の資料関係は、どのような資料が用意できるのかということは、検討をさせていただきます。

労働基準部長        今、最初におっしゃられた影響のある企業数や人数というのが、遡ってどこまでできるのか、最低でも今年と去年の分など、どういった形でできるのかということの後で検討させていただければと思います。

吉村委員            はい、よろしくお願いします。

座            長            すみません。  
後半のご質問が具体的に捉えられなかったので、もう少しご説明いただけますでしょうか。

吉村委員            はい。  
特定最低賃金は、公労使三者の全会一致をみてという判断がある中、特定最低賃金ではない、地域別最低賃金の方は全会一致をみなかったという判断の中で、公益委員見解を出していただきながら、28 円に落ち着いたと言いますが、決定されたのだろうというところを考えた時に、公益の先生のご発言と言いますか、ご判断されている、その判断の仕方がどのようなものだったのかということ、28 円と決めた根底の部分、裏付けの部分を教えていただければという主旨です。

座長 テクニカルな部分なのですが、この場合は特定最低賃金を審議する場であって、今のご質問の話は、地方最低賃金の話ですよ。

そうなると、議事の対象としては馴染まないのではないかと考えますけれど、いかかでしょうか。

吉村委員 そういう部分もあると思います。

セーフティネットという観点から見れば、そのようになると思っておりますが、ここは5業種の特定最低賃金を決める場ですけれども、他の業種についてはセーフティネットと言いつつも、最低賃金として適用している業種もあるのかなということを想像した時に、まったく関係ないという形にはならないのかなという観点で質問させていただいています。

座長 すみません。

この場で取り扱うことに、どのような意義があるのかということの説明をいただきたいのですが。

吉村委員 そういう意味では、全体ではなく、それぞれの部会の中でも構わないと思っています。

座長 ちょっと良く分からないのですが、この場合はあくまでも、特定最低賃金を取り扱う場で、その審議にかかわる範囲で何らかの関係する事項であれば、審議をしても良いと思うのですが、基本的に地方最低賃金は地方最低賃金として、固有のものとして審議され、決定されたわけです。

それから独立して、この特定最低賃金は審議をするわけです。もちろん、それぞれの委員の方々が地方最低賃金の結果を参酌されながら議論をされる。それはあると思います。

しかし、議事の進行として、ここで地方最低賃金に関して具体的に扱うということは、私は今のご説明を聞いた限りでは分かりません。

丸谷委員 公益委員見解というもののポジションの性質がいかがなものか、おそらく、申出の内容というのは、公益委員見解というものを、一番良い解決方法としては、それを文書としてお示しいただきたいということなのだろうと理解しますが、公益委員見解がどういった文書のものなのかというのは、会議の進行上、どのように位置付けるのかということであって、基本的には地賃の金額審議については非公開を原則としてやってきたということと、公開を前提として作成した文書ではないので、公益委員見解自体を公益委員は見ていますが、使側も労側も文書を直接見ていないのです。

公開を前提とした文書ではなく、かつ、審議自体も非公開となっているという観点からすると、それを公開するという事は、別の審議を行う組織として

はありえないことだろうと思っています。

吉村委員 はい、ご説明いただきありがとうございます。

座長 よろしいでしょうか。  
ほかに、ご意見等はございませんでしょうか。

各委員 (意見なし)

座長 事務局は、日程表等のご準備はいかがでしょうか。

賃金室長 あと5分ほどかかりそうです。

座長 もし、ご質問、ご意見等がございませんようでしたら、ここで5分ほど休憩をとるといふ形にさせていただきますけれど、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

(休憩)

(議事再開)

座長 では、再開します。

ただいま、事務局から日程表の取りまとめが終わったとの報告がありましたので、事務局は日程表の取りまとめ結果を案として配付をし、読み上げてください。

事務局 (日程表(案)を配付)

賃金指導官 (日程表(案)の読み上げ)

座長 ただ今の日程(案)につきまして、何かご質問等ありますか。  
また、異議などもございませんか。

各委員 (異議なし)

座長 それでは、確定した日程表にもとづき、実質的な金額審議を各部会において行っていただくよう、よろしく申し上げます。

なお、5専門部会ともに今回、予備日が設けてありますが、各部会ともできるかぎり、2回の実質審議で結審をしていただくよう、最大限のご尽力をお願い



いしたいと思います。

また、2回の審議で結審することを想定しますと、少なくとも次の実質審議、第2回目の扱いとなる各専門部会では、労使双方から、審議の冒頭で、基本的な考え方やご主張とともに、具体的な金額までの提示が必要になるかと考えますので、そうした点も含めて、公労使すべての委員におきましては、次回以降を順次進めていただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。

最後に議事(6)の「その他」ですが、ここで一点、来週以降の各専門部会の審議にかかわって、この全体場で皆様に確認をさせていただきたいことがございます。

すべての特定最低賃金専門部会運営規程の第6条第1項において、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる」と規定されているところで

このことに関して、先ほどの日程調整時に併せ、各部会長には、会議の公開、非公開に関する確認をあらかじめお願いをしておりました。

その結果、当該規程に基づき、専門部会における金額審議については、非公開とすることでの確認がすべての部会でなされたとの報告を、先ほど、各部会長から受けております。

つきましては、すべての専門部会における金額審議について非公開とする、このことにかかる異議の有無をこの合同部会の場においても、今一度、確認をいたしたいと思います。

この件に関して、委員の皆様からのご異議はございませんでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

座 長

それでは、異議がございませんでしたので、すべての専門部会の金額審議につきましては、非公開の扱いといたします。

では、ほかに事務局から何かありますでしょうか。

賃金指導官

事務局としてはすべての説明を終えていますので、ほかにはございません。以上でございます。

座 長

ほかに皆様から何かございませんでしょうか。

なければ、議事の最後となり、本日の議事録の署名については、5つの専門部会の出席労使を代表して

労働者側 野中 委員

使用者側 金子 委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

野中委員  
金子委員

(承諾)

座長

ありがとうございます。  
では、よろしくお願ひします。  
それでは、本日の合同会議はこれで終了といたします。  
本日のご出席、大変お疲れ様でした。

署名

公益代表委員



平木真朗

労働者代表委員

野中篤志

使用者代表委員

金子亮輔